

## 和布 小物作り教室

日本の和柄の布を使い、手縫いで色々な和小物を作ります。

今回は、少し小ぶりですが、ちょっとしたお買い物に、バックの中の貴重品入れや小物の整理にと、色々な用途に使える巾着袋を作ります。

- 日時／10月5日(水) 13：30～15：00
- 場所／スポーツセンター
- 講師／入野 道子
- 対象／18歳以上の方
- 定員／10名程度
- 受講料／500円
- 材料費／1,500円
- 準備物／裁縫道具
- 申込締切／9月20日(火)

## 寄せ植え教室

観葉植物を上手に育てるための土作り、水のやり方を実践的に学びます。

お帰りの際は素敵な寄せ植えをお持ち帰りいただけます。

親子での参加も大歓迎です。

- 日時／10月8日(土) 10：00～11：30
- 場所／土曜市（旧南国警察署から西へ約100m）
- 講師／和田 豊
- 対象／18歳以上の方（親子参加可）
- 定員／15名程度
- 受講料／500円
- 材料費／2,000円
- 準備物／スコップ、手袋、エプロン（汚れてもかまわない服装でお越しください）
- 申込締切／9月20日(火)

## ポーセリニアート教室

世界でただひとつの「私の器」作りをお手伝いします。

磁器に転写紙（シール）を貼るだけの上絵付けで、小・中学校でも行っている簡単ホビーです。

今回はマグカップをつくります。自分だけのオリジナル器と一緒に作ってみませんか？

- 日時／10月18日(火) 13：30～15：00
- 場所／スポーツセンター
- 講師／西村 ゆかり
- 対象／18歳以上の方
- 定員／15名程度
- 受講料／500円（1回分）
- 材料費／2,000円
- 申込締切／10月1日(土)

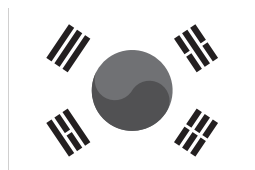
## 韓国語教室

ハングル(チョソングル)とは韓国、朝鮮で作られた独特の文字のことです。この文字をしっかりと使いこなすことが韓国、朝鮮語を勉強する上で最も重要な要素であり、挫折をしないための要となります。

文字から始める納得いくノウハウで、地道に韓国語を学んでみませんか。

- 日時／10月7日、10月14日、10月21日、10月28日、11月4日、11月11日、11月18日、11月25日、12月2日、12月9日（全10回）  
全て金曜日 13：30～15：00

- 場所／スポーツセンター
- 講師／金 一国
- 対象／18歳以上の方
- 定員／20名程度
- 受講料／2,500円（10回分）
- 材料費／100円
- 準備物／筆記用具
- 申込締切／9月23日(金)



## フランス料理教室

北アフリカや中東から伝わったといわれ、今ではフランスの家庭料理のひとつとなった『クスクス』を作ります。

組み合わせを変えることも出来、バリエーション豊富で栄養満点です。

- 日時／10月11日(火) 10：30～13：00
- 場所／三和防災コミュニティーセンター
- 講師／川田 アマンディーン
- 対象／18歳以上の方
- 定員／10名程度
- 受講料／500円
- 材料費／1,500円
- 準備物／エプロン・タッパ
- 申込締切／9月26日(月)



## ●各教室の申込方法・申込先●

教室名、住所、氏名、年齢、電話番号をお知らせください。応募者多数の場合は抽選し、結果をはがきでお知らせいたします。

スポーツセンター内 まほろばクラブ南国  
(☎865-8015)まで

# 平成28年度 2つの給付金についてお知らせします



平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う、所得の少ない方への影響を緩和します。

## 平成28年度臨時福祉給付金

- ▼支給対象者…平成28年度分の住民税（市・県民税）が課税されていない方。  
※ただし、課税されている方の税法上の扶養親族になっている方や、生活保護の受給者などは対象となりません。
- ▼支給額…1人につき3,000円  
※高齢者向け給付金の支給対象者も受給できます。



一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援します。

## 障害・遺族年金受給者向け給付金

- ▼支給対象者…平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方。
- ▼支給額…1人につき30,000円  
※ただし、高齢者向け給付金（3万円）を受給された方は、対象となりません。

## ※給付金の受け取りには、申請が必要です※

平成28年1月1日時点の住民票(住民登録)が南国市にある方が申請できます。

## ●申請方法●

◎申請先：南国市福祉事務所（南国市役所内）「臨時福祉給付金」窓口

◎問い合わせ：専用ダイヤル ☎ 8 8 0 — 6 5 8 0

◎申請期間：平成28年9月1日(木)～平成29年1月31日(火) ※当日消印有効

◎提出書類：申請書（南国市では、対象になるとされる方には申請書を郵送しています。）

本人確認書類※1（運転免許証・保険証・パスポート等の写し）

振込指定した口座が確認できる書類※2（金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ氏名）がわかる通帳やキャッシュカードの写し）

注）※1と※2は、平成27年度臨時福祉給付金または高齢者向け給付金を受給された方は提出が省略できる場合があります。

## ●よくあるご質問●

Q

障害・遺族年金受給者向け給付金の支給要件である「障害基礎年金・遺族基礎年金等を受給している方」の「等」にはどのような年金が該当しますか。

A

障害・遺族年金受給者向け給付金の支給対象となる年金は、障害基礎年金・遺族基礎年金に加え、基礎年金制度が開始される前の昭和61年3月以前に受給権が発生した障害年金のうち、障害基礎年金に相当する障害等級が1級又は2級（船員保険の職務上の障害年金は1～5級）の障害年金となります。なお、申請にあたっては、年金の受給が確認できる書類（年金証書、年金額改定通知書の写し等）を添付していただく場合があります。

Q

平成28年度分の住民税（市・県民税）が課税されていなくても、支給の対象にならないことはありますか。

A

平成28年度分の住民税（市・県民税）が課税されている方の税法上の扶養親族になられている方や、生活保護の受給者は対象外となります。税法上の扶養親族とは、年末調整や確定申告で申告した扶養親族等（控除対象配偶者・配偶者特別控除における配偶者・扶養親族・事業専従者）です。